

平成 30 年度いじめの対応状況について

1 いじめの把握

(1) アンケート調査

- ① 目 的 区内の公立小・中学校におけるいじめ等、児童・生徒間の問題について、調査を通じて現状を把握し、問題の未然防止と早期発見・早期対応を図る。
- ② 形 式 児童・生徒及び保護者に対してのアンケート方式
- ③ 対 象 小学校 1 年生から中学校 3 年生までの全児童・生徒・保護者
- ④ 対象期間 第 1 回 平成 30 年 4 月 1 日 (日) ~平成 30 年 6 月 30 日 (土)
 第 2 回 平成 30 年 7 月 1 日 (日) ~平成 30 年 11 月 30 日 (金)
 第 3 回 平成 30 年 12 月 1 日 (土) ~平成 31 年 3 月 25 日 (月)

(2) その他

各期間、教員等による発見、児童・生徒・保護者等の訴えなどにより随時把握する。

2 いじめの発生状況

校種	認知件数 (件)	いじめの対応状況		
		対応を継続中 (件)	解決件数 (件)	解消件数 (件)
小学校	983	54	929	625
中学校	95	5	90	63

※ いじめの解決・解消については、いじめが解決してから約 3 か月間を見守り期間とし、その期間、児童・生徒が安心して学校に通えた場合をいじめの解消としている。

3 いじめの態様

校種	いじめの態様						計
	①悪口	②無視 仲間はずれ	③暴力	④隠す・ 盗る	⑤誹謗・ 中傷	⑥その他	
小学校	580	213	352	120	15	101	1381
中学校	65	4	18	6	14	5	112

※ いじめ 1 件につき、複数の態様が含まれる場合があるため、態様の合計はいじめの認知件数とは一致しない。

4 調査結果の分析

- (1) 認知件数が小・中学校で共に大きく増加した。この要因として、学校が研修等を通していじめについて理解し、児童・生徒の気持ちに立って軽微なトラブルについても丁寧に対応したこと、組織での情報連携・行動連携が円滑に行われていること、SOS の出し方に関する指導などを通して、児童・生徒が相談しやすい雰囲気がつくられたことなどが挙げられている。
- (2) 「対応を継続中」も多いが、学校への聞き取りの結果、その多くは継続的に深刻ないじめが続いているということではなく、嫌な思いをしていると感じている児童・生徒の気持ちに立って、簡単に解決・解消していると判断せず、見守りを継続していることがうかがえる。
- (3) 態様として、小中学校とも一番多いのが「悪口」である。相手の気持ちを考えない発言や自分本位な友人への助言などが、知らないうちに相手を傷つけていることが多いことが挙げられている。

- (4) 小中学校とも二番目に多いのが「暴力」である。別に実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を見ると、怪我をするほどのものは少なく、軽くぶつかられたり、遊ぶふりしてたたかれたり、蹴られたりするものが多い。
- (5) 特に小学校では、「悪口」「暴力」をはじめとするいじめの訴えが、低学年に集中している。客観的な見方に捉われず、まずは訴えてきた児童の気持ちに寄り添って認知しようとする姿勢が定着していることがうかがわれる。
- (6) 「誹謗・中傷」はパソコンやスマホなどを活用したSNSを通じてのものである。件数は少ないものの、中学校での態様の中では3番目に多い。SNSを介したいじめは、教師や保護者の発見が遅れ、分かっても相手が特定できない場合があり、重篤なケースに発展する可能性があるため、さらなる対応が急がれる。

5 今後の主な取組

- (1) 児童・生徒が自らSOSを出そうとする気持ちをつくる。
 - ① 「SOSの出し方に関する教育」を確実に実施する。

都教育委員会が作成したDVD教材などを活用した授業を、各学校のいずれかの学年において年間1単位時間以上、指導計画に位置付け実施する。
 - ② SNSを活用した相談窓口を開設する。

従来の電話による相談窓口「こども110番」に加え、中学生を対象とするSNSを活用した相談窓口を開設する。
 - ③ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等との連携を強化する。

スクールカウンセラー等による面談や、教育相談室等での交流を通して、児童・生徒の状況把握や支援に努める。把握した情報は校内委員会等で共有し、学校全体で組織的に対応していく体制を強化する。効果的な実践事例については、生活指導主任会等において共有し、全校において普及させていく。
- (2) 児童・生徒の円滑な人間関係づくりを支援する。
 - ① 児童・生徒の人権感覚を育む。

道徳をはじめとする授業において、「自他の生命を大切に作る心」や「自己肯定感」を育む指導を積極的に実施する。人権教育推進委員会ではその授業モデルを作成し配布する。
 - ② コミュニケーションに関わる取組の充実。

学校教育の様々な機会を捉え、互いに認め合う態度を育む取組や、子ども同士が話し合う中で合意形成や自己決定ができるようにする取組を展開する。また、特に小学校低学年では、温かい言葉での表現や暴力に頼らない解決方法などについて「中野区就学前教プログラム（改訂版）」を活用し、保幼小連携の学びの連続性の中でも重点的に指導する。
 - ③ SNSの正しい使い方やマナーを指導する。

児童・生徒自身が「SNS学校ルール」や「家庭ルール」づくり参画し見直していく活動を推進するとともに、セーフティ教室の機会などを捉えた指導・啓発を実施する。
- (3) 教職員・保護者への啓発を促進する。
 - ① 区のリーフレットや都の事例集を活用し、教職員の対応力を高める。

区が独自に作成した「中野区いじめ対応ガイドライン」や「子どもたちの自信とやる気高め 居場所をつくるために～自己肯定感や自己有用感を育むために学校ができること～」、都から配布された「いじめ対策に係る事例集」等を活用した校内研修を推進し、教職員一人ひとりの対応力や、児童・生徒が安心して学校生活を過ごせる環境をつくる。
 - ② 教職員・保護者を対象とした「いじめ防止研修会」を実施する。

研修会に参加した教員が還元研修を校内で行うことにより、いじめに対する教職員の対応力を高めるとともに、保護者等にも公開し、各小・中学校での取組の理解を深め、保護者のいじめ問題に対する意識を高める。
 - ③ 各校において、いじめの発生・対応状況を、保護者・地域に説明する機会を設ける。

保護者会や学校だより等を活用して、いじめに対する学校の取組を紹介する。また、学校評議員会等の機会を捉えて定期的にいじめの発生・対応状況を説明し、参加者との意見交換を行う。その内容については教育委員会にも報告する。
 - ④ 教職員の人権感覚を磨く。

教職員の立ち振る舞いは児童・生徒に大きな影響を与えるため、都が配布した「人権教育プログラム（学校教育編）」などを活用し、教職員自身の人権感覚を磨く。